

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年（2024年）3月14日付け令5人委第256号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求（添付書類は省略）

審査請求人は、令和6年3月11日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「別添のとおり、職員通報に係る全ての文書（メモ含む）なお、本件を含めて、警察が捜査中であるもの」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、請求の対象となっている公文書の存否を明らかにすること自体が不開示情報を開示することになることを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年6月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例について

① 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

これは、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人に関する情報の要件を定めたものである。

なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、匿名の作文や反省文、カルテ等の個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報や、特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報をいうとされている。

② 条例第7条第6号について

本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次の本号イからホに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

これは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行

う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

また、上記のイからホまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が例示的に挙げられているものであり、本号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られないとされている。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断することとされている。

③ 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、本件公文書は存在するが不開示とする、又は本件公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、本件公文書を開示したときと同様に、条例第7条各号に定める不開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分の妥当性について

本件請求は、開示請求書に別添として、審査請求人の自己情報が記載されている資料等が添付（以下「別添資料」という。）され、本件開示請求書及び別添資料から判断される本件請求の内容は、実施機関が審査請求人に関して行った業務に係る情報が記載された公文書の開示を求めるものであって、これは、審査請求人本人の自己情報の開示を求める請求であることにほかならず、仮に当該公文書は存在するが条例の定める不開示情報に該当するとして不開示決定を行った場合、あるいは、当該公文書が存在しないことを理由として不開示決定を行った場合は、別添資料に記載された審査請求人本人に関する情報に関連することが記録された公文書が存在する事実又は存在しない事実を明らかにするものと認められる。

また、これらの情報が明らかになることにより、秘密が守られることを前提として実施機関が業務として行う職員相談に対する信頼を損ない、職員が相談を躊躇する事態が生じるなど、今後の実施機関の業務に著しい支障をきたすおそれがあると認められる。

したがって、本件請求の対象となる公文書の存否を答えることは、条例第7条第1号に定める個人に関する情報を開示することとなることはもとより、同条第6号に定める当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、実施機関が、条例第10条により、当該公文書の存否を明らかにせず不開示決定を行った判断に誤りがあるとは認められない。

3 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　　月　　日	経　　　　　過
令和　６年１０月１１日	実施機関から諮問を受けた。
令和　８年　４月２１日	事案の審議を行った。
令和　８年　６月１９日	事案の審議を行った。
令和　８年　９月　１日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
通 山 和 史	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和8年9月1日現在）